

高知県肥料等高騰緊急対策設備投資支援事業費補助金交付要綱一部改正 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
高知県肥料等高騰緊急対策設備投資支援事業費補助金交付要綱 第 1 条（略） 第 2 条 県は、世界情勢を背景とした物価・エネルギー価格高騰の影響を受け、厳しい状況下にある農業経営に対して、こうした影響を受けにくい経営構造への転換を図るため、農業者等（以下「補助事業者」という。）が行う<u>（削除）</u>化学肥料の使用量低減に向けた国内資源由来肥料の利用促進<u>（削除）</u>に必要な設備や機器を導入する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。 第 3 条～第 13 条（略） 附 則 1 （略） 2 この要綱は、令和<u>8</u>年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 6 条第 1 号及び第 4 号から第 8 号まで、第 8 条第 3 項、第 10 条並びに第 12 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。 附 則 この要綱は、令和 6 年 3 月 29 日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この要綱は、令和 7 年 4 月 2 日から施行する。</u>	高知県肥料等高騰緊急対策設備投資支援事業費補助金交付要綱 第 1 条（略） 第 2 条 県は、世界情勢を背景とした物価・エネルギー価格高騰の影響を受け、厳しい状況下にある農業経営に対して、こうした影響を受けにくい経営構造への転換を図るため、農業者等（以下「補助事業者」という。）が行う<u>ヒートポンプの省エネ効果の向上並びに化学肥料の使用量低減に向けた国内資源由来肥料の利用促進及び適正施肥の励行等を行うため</u>に必要な設備や機器を導入する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。 第 3 条～第 13 条（略） 附 則 1 （略） 2 この要綱は、令和<u>7</u>年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 6 条第 1 号及び第 4 号から第 8 号まで、第 8 条第 3 項、第 10 条並びに第 12 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。 附 則 この要綱は、令和 6 年 3 月 29 日から施行する。 <u>（追加）</u>

改 正 後						改 正 前					
別表（第3条関係）						別表（第3条関係）					
事業区分		補助事業者 （事業実施 主体）	補助対象経費	補助率	補助要件	事業区分		補助事業者 （事業実施 主体）	補助対象経費	補助率	補助要件
<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>	高知県 肥料等 高騰緊急対策 設備投資支援 事業	ヒートポンプの省エネ効果の向上	2戸以上の生産者組織	ヒートポンプの省エネ効果を向上させる機器の導入に要する経費 ① 多段式サーモ装置 ② 循環扇 ③ その他ヒートポンプの省エネ効果の向上に資すると知事が認める機器	3分の1以内	<u>（1）高知県みどりの食料システム戦略推進事業費補助金又は高知県環境負荷軽減促進事業費補助金を活用してヒートポンプを導入済み又は導入予定であること</u> <u>（2）以下の目標の達成に向けた計画を策定すること</u> <u>・エネルギー使用量を5パーセント以上削減</u>
国内資源由来肥料等の利用促進		肥料製造事業者、農業団体、2戸以上の生産者組織及び農業法人	化学肥料使用量の低減に向け、国内資源由来肥料等の利用促進 <u>（削除）</u> に必要な設備及び機器の導入に要する経費 ①ペレット製造装置 ②マニュアルスプレッダー ③ブロードキャスター <u>④ ダンプベッセル</u> ⑤ その他国内資源由来肥料等の利用促進及び適正施肥の励行に資すると知事が認める設備及び機器 ※ <u>②～④</u> については、みどり投資促進税制の対象機械一覧に記載されているものに限る。	<u>2分の1以内</u>	（1）ペレット製造装置については、製造された有機質肥料又は化学肥料使用量の低減に資する資材のおおむね9割以上を農業者に販売すること （2）補助対象経費欄に示す①～⑤の設備及び機器に応じて、該当する目標の達成に向けた計画を策定すること ① ペレット製造装置 ・国内資源由来肥料の販売量を10パーセント以上増加 ②～⑤ 以下のいずれかを選定 ・国内資源由来肥料等の使用量を5パーセント以上増加 ・肥料費を5パーセント以上削減 ・散布時間を30パーセント以上短縮 <u>（削除）</u>		国内資源由来肥料等の利用促進及び適正施肥の励行	肥料製造事業者、農業団体、2戸以上の生産者組織及び農業法人	化学肥料使用量の低減に向け、国内資源由来肥料等の利用促進、 <u>適正施肥の励行等を行うために</u> 必要な設備及び機器の導入に要する経費 ① ペレット製造装置 ② マニュアルスプレッダー ③ <u>有機</u> ブロードキャスター <u>④ 土壌及び養液分析用簡易測定機器</u> ⑤ その他国内資源由来肥料等の利用促進及び適正施肥の励行に資すると知事が認める設備及び機器 ※ <u>②、③</u> については、みどり投資促進税制の対象機械一覧に記載されているものに限る。	<u>3分の2以内</u>	（1）ペレット製造装置については、製造された有機質肥料又は化学肥料使用量の低減に資する資材のおおむね9割以上を農業者に販売すること （2）補助対象経費欄に示す①～⑤の設備及び機器に応じて、該当する目標の達成に向けた計画を策定すること ① ペレット製造装置 ・国内資源由来肥料の販売量を10パーセント以上増加 ②～⑤ 以下のいずれかを選定 ・国内資源由来肥料等の使用量を5パーセント以上増加 ・肥料費を5パーセント以上削減 ・散布時間を30パーセント以上短縮 <u>・生産量を3パーセント以上増加</u>
<u>（備考）事業実施主体が農業者の場合は、地域計画のうち目標地図に位置づけられている又は位置づけられることが確実と見込まれる者であること。</u>						<u>（追加）</u>					